

# 令和5年第3回議事録

黒石市農業委員会

## 議事録

1 開催日時 令和5年3月17日（金） 午前8時51分～午前9時47分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (12人)

|         |           |           |  |
|---------|-----------|-----------|--|
| 会長      | 11番 木立 康行 |           |  |
| 会長職務代理者 | 10番 佐藤 孝文 |           |  |
| 委員      | 2番 今 隆俊   | 3番 石澤 孝知  |  |
|         | 4番 長内 康之  | 5番 木村 功   |  |
|         | 6番 高橋 英子  | 7番 工藤 彦彦  |  |
|         | 8番 大平 成年  | 9番 工藤 元伸  |  |
|         | 12番 佐藤 国雄 | 13番 佐山 秀夫 |  |

4 欠席委員 (1人)

1番 佐藤 陽介

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

|             |       |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|
| ・浅瀬石・追子野木地区 | 佐藤 仁  | ・黒石地区 | 高木 一弥 |
| ・沖揚平・厚目内地区  | 森山 栄治 | ・山形地区 | 山口 貴佳 |
| ・六郷地区       | 加藤 浩揮 | ・中野地区 | 櫻庭 太志 |

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (2人)

2番 今 隆俊 13番 佐山 秀夫

8 付議案件

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 報告 第5号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について          |
| 報告 第6号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について           |
| 議案第11号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて         |
| 議案第12号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について         |
| 議案第13号 | 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について      |
| 議案第14号 | 農用地利用集積計画の決定について                     |
| 議案第15号 | 非農地証明申請について                          |
| 議案第16号 | 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項「農地」に該当するか否かの判断について |
| 議案第17号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について                |
| 議案第18号 | 黒石市農業委員会規定の一部を改正する訓令について             |

9 事務局職員

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 事務局長   | 中 | 田 | 憲 | 人 |
| 事務局長補佐 | 工 | 藤 | 英 | 樹 |
| 農政農地係長 | 福 | 士 | 博 | 幸 |
| 主査     | 山 | 田 | 和 | 晶 |
| 主任主事   | 齋 | 藤 | 伸 | 恵 |
| 主事     | 工 | 藤 | 慎 | 也 |

|        |   |
|--------|---|
| 中田事務局長 | <p>定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、1番佐藤陽介委員から欠席の連絡が入っております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。</p>  |
| 議 長    | <p>(開会のあいさつ)</p> <p>黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。</p>  |
| 職務代理者  | <p>ご起立願います。</p> <p>私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。</p> <p>黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和)</p> <p>ありがとうございました。</p>   |
| 議 長    | <p>ただいまから、令和5年第3回黒石市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。</p> <p>次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。</p>   |
| 委 員    | 「議長一任」の声  |
| 議 長    | <p>議長一任の声がありますので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名者には、3番石澤孝知委員、4番長内康之委員にお願いします。</p> <p>書記には事務局の工藤補佐にお願いします。</p> <p>なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。</p> <p>議案の審議に入る前に、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告お願いします。</p>                                   |
| 斎藤主任主事 | <p>報告第5号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和5年2月受理分は、相続が9件、総面積65,735m<sup>2</sup>、田が13筆38,749m<sup>2</sup>、平畑が8筆13,730m<sup>2</sup>、樹園地が7筆13,756m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長    | ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。   |
| 委 員    | 「なし」の声  |

|        |   |
|--------|---|
| 議長     | 質問がありませんので、次に、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願ひします。  |
| 齋藤主任主事 | <p>報告第6号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、南中野字不動沢ノ上の畠、ほか2筆合計17, 435m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年2月2日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号4番は、牡丹平字木田橋の田、ほか3筆合計2, 230m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年1月31日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号5番は、東野添字漆原新田の田、ほか3筆合計2, 983m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年1月31日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号6番は、牡丹平字木田橋の田、2, 424m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年1月31日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号7番は、牡丹平字木田橋の田、3, 280m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年1月31日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号8番は、浅瀬石字川原田の田、2, 783m<sup>2</sup>を賃貸人の都合により、令和5年2月7日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号9番は、浅瀬石字稻村の田、ほか1筆合計5, 981m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年2月17日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号10番は、浅瀬石字稻村の田、1, 088m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年2月17日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号11番は、浅瀬石字広田の田、ほか1筆合計3, 031m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年2月17日に合意解約したものです。</p> <p>受付番号12番は、中川字花岡の畠、ほか2筆合計3, 203. 48m<sup>2</sup>を賃借人の都合により、令和5年2月27日に合意解約したものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。   |
| 委員     | 「なし」の声  |
| 議長     | <p>質問がありませんので、以上で報告を終わります。</p> <p>それでは、議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明お願ひします。</p>  |
| 齋藤主任主事 | <p>議案第11号は、農地法第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可処分を当事者双方の願いにより取り消ししたいので承認を求めるものです。</p> <p>別紙で説明いたします。</p>  |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>9ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、令和5年2月17日付け、指令第2号により大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、7, 165m<sup>2</sup>を売買により所有権移転を行うものとして許可を受けたものです。</p> <p>所有権移転に伴う金銭引き渡しの時期の相違があったことで、双方合意のうえ、許可の取消し願が提出されたものです。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長     | ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。  |
| 委員     | 「なし」の声  |
| 議長     | 質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。  |
| 委員一同   | 「異議なし」の声  |
| 議長     | <p>ご異議がありませんので、議案第11号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次の議案第12号につきましては、13番佐山秀夫委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>また、加藤浩揮推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。</p> <p>(佐山秀夫委員、加藤浩揮推進委員退席)</p> <p>それでは、議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明お願いします。</p>  |
| 斎藤主任主事 | <p>議案第12号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。</p> <p>今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が8件、所有権移転が5件です。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>(1) 使用貸借権設定です。</p> <p>受付番号3番は、大字浅瀬石字川原田の田、2, 783m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>(2) 賃借権設定です。</p> <p>12ページに移ります。</p> <p>受付番号5番は、大字境松字村井の畑、3, 015m<sup>2</sup>を新規農家のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号6番は、大字浅瀬石字稻村の田、ほか1筆合計5, 981m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号7番は、大字浅瀬石字南田の田、2, 641m<sup>2</sup>を経営規模拡大のた</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>め、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号8番は、大字高館字甲里見の樹園地、ほか2筆合計11, 994m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>13ページに移ります。</p> <p>受付番号9番は、大字石名坂字桜清水の樹園地、ほか1筆合計2, 890m<sup>2</sup>を新規農家のため、5年間貸借するものです。</p> <p>(3) 所有権移転の受付番号9番の関連により農地取得要件である下限面積50aを満たす申請となります。</p> <p>受付番号10番は、大字浅瀬石字稻村の田、1, 088m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号11番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、7, 165m<sup>2</sup>を新規農家のため、5年間貸借するものです。</p> <p>受付番号12番は、大字浅瀬石字広田の田、ほか2筆合計8, 235m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。</p> <p>14ページに移ります。</p> <p>(3) 所有権移転です。</p> <p>受付番号6番は、大字大川原字范森の田、ほか1筆合計424m<sup>2</sup>を耕作便利のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号7番は、田中の田、276m<sup>2</sup>を贈与により取得するものです。</p> <p>受付番号8番は、長崎二丁目の畠、217m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。</p> <p>受付番号9番は、大字石名坂字桜清水の田、2, 804m<sup>2</sup>を贈与のため、取得するものです。</p> <p>受付番号10番は、大字袋字村元の樹園地、4, 519m<sup>2</sup>を贈与のため、取得するものです。</p> <p>以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。</p> <p>コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長   | それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った委員が発表するところですが、1番佐藤陽介委員が欠席、13番佐山秀夫委員と加藤浩揮推進委員の親族が審議対象となっておりますので、聞き取り調査を行った職員、福士係長に報告をお願いします。  |
| 福士係長 | 3月3日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び現地の状況説明を聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査結果を報告します。<br>(1) 使用貸借権設定です。<br>受付番号3番は、経営規模拡大のための申請です。   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>現況は田で、取得後はトマトの栽培が行われます。</p> <p>(2) 貸借権設定です。</p> <p>受付番号5番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。</p> <p>現況は平畠で、権利取得後はミニトマトの栽培を行うとのことです。</p> <p>借人は農業学校に通っていたことがあり、知人のもとで3年間ミニトマト栽培を手伝っていたことから、夫婦でミニトマトの営農に携わりたいと考えたことから、申請に至ったとのことです。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、ポンプ、選果機、乗用草刈機、動力噴霧器、軽トラックを所有しているとのことです。</p> <p>収穫したミニトマトの出荷先は、農協を考えており、生産等技術指導については、農協や周辺農家から受けとのことです。</p> <p>ハウス2棟から始め、将来的には4棟まで規模を拡大したいとのことで農業経営に対する意欲も十分に感じられ、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。</p> <p>受付番号6番は、経営規模拡大のための申請です。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号7番は、経営規模拡大のための申請です。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号8番は、経営規模拡大のための申請です。</p> <p>現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。</p> <p>受付番号9番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。</p> <p>貸人は、借人の妻の父にあたり、貸人のもとでりんご栽培を手伝ってきたとのことです。</p> <p>貸し人は高齢により耕作するのが困難であること。</p> <p>また、母から農地を譲り受けことになり、水稻とりんごの栽培を行うため、申請に至ったとのことです。</p> <p>農業機械等の保有状況については、軽トラックを所有しており、トラクター、スピードスプレーヤー、乗用草刈機を貸人から借り受けとのことです。</p> <p>収穫した米やりんごは農協に出荷を予定しており、生産等技術指導は貸人から受けとのことです。</p> <p>借人は、兼業農家として、妻と娘の協力を得ながら営農していくとのことで、農業経営に対する意欲も感じられ、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。</p> <p>受付番号10番は、経営規模拡大のための申請です。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号11番は、新規農家としての申請です。</p> <p>現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。</p> <p>受付番号12番は、経営規模拡大のための申請です。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> |
|--|--|

|      |   |
|------|---|
|      | <p>(3) 所有権移転です。</p> <p>受付番号 6 番は、耕作便利のための申請です。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号 7 番は、贈与のための申請です。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号 8 番は、経営規模拡大のための申請です。</p> <p>現況は平畑で、権利取得後はシャインマスカットの栽培が行われます。</p> <p>受付番号 9 番は、贈与のための申請です。</p> <p>現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。</p> <p>受付番号 10 番は、贈与のための申請です。</p> <p>現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。</p> <p>今回申請があった 14 件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長   | ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問がありましたら承ります。   |
| 委員   | 「なし」の声  |
| 議長   | 質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。  |
| 委員一同 | 「異議なし」の声  |
| 議長   | <p>ご異議がありませんので、議案第 12 号は、原案のとおり決定いたします。<br/>         (佐山秀夫委員、加藤浩揮推進委員指定席に着く)</p> <p>それでは、議案第 13 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明お願いします。</p>   |
| 福士係長 | <p>議案第 13 号は、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。</p> <p>内容について、別紙 17 ページから説明いたします。</p> <p>受付番号 1 番は、申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地表示は、柵ノ木四丁目、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は、429m<sup>2</sup>、住宅建築用地として利用したいとのことです。</p> <p>農地区分は、第 3 種農地であり、転用後も建蔽率 20 % を超えるため、問題ないものと思われます。</p> <p>なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。</p>   |
| 議長   | それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、13 番佐山秀夫委員に報告をお願いします。   |

|        |  |
|--------|--|
| 佐山秀夫委員 | <p>今回、4条申請があった土地について、去る3月7日、佐藤陽介委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、3月3日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員からの現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。</p> <p>受付番号1番は、住宅建築用地として利用するための申請です。</p> <p>場所は、黒石中学校から東へ約100mに位置しており、周辺の状況は、西側は自己所有の農地、その他周辺は、道路及び宅地です。</p> <p>申請理由について聞き取りしたところ、従前に住んでいた居宅が道路用地として買収されたことにより、現在のアパートに移転したものの、自己所有の住宅を建築したいとのことで、現在、所有する農地を分筆して申請に至ったとのことです。</p> <p>現況は、平坦地であるとのことで、雨水は地下浸透するとしており、また、排水は下水道に放流することです。周辺に農地はなく、転用することで他に及ぼす影響もないものと思われます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。   |
| 委員     | 'なし'の声   |
| 議長     | 質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。   |
| 委員一同   | '異議なし'の声   |
| 議長     | <p>ご異議がありませんので、議案第13号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次の議案第14号につきましては、2番今隆俊委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。</p> <p>(今隆俊委員、櫻庭太志推進委員退席)</p> <p>それでは、議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。</p> <p>事務局の説明お願いします。</p>  |
| 山田主査   | <p>議案第14号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。</p> <p>今回の申請は、賃借権設定が14件、所有権移転が1件です。</p> <p>別紙19ページから説明します。</p> <p>(1) 賃借権設定です。</p>  |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>受付番号7番は、大字高館字甲里見の樹園地、6, 033m<sup>2</sup>を5年間10a当たり10, 000円で、新規設定するものです。</p> <p>受付番号8番は、あけぼの町の田、3, 801m<sup>2</sup>を5年間10a当たり10, 000円で、再設定するものです。</p> <p>受付番号9番は新規就農者で、大字上十川字山元の樹園地、5, 191m<sup>2</sup>を5年間10a当たり10, 000円で、新規設定するものです。</p> <p>受付番号10番は、大字高館字甲花岡の田、4, 420m<sup>2</sup>を5年間10a当たり10, 000円で、新規設定するものです。</p> <p>受付番号11番は、大字南中野字留矢場の田、ほか2筆合計4, 138m<sup>2</sup>を10年間10a当たり10, 000円で、新規設定するものです。</p> <p>受付番号12番は、大字下山形字村下の田、ほか7筆合計3, 567m<sup>2</sup>を10年間10a当たり10, 000円で、新規設定するものです。</p> <p>受付番号13番は、大字袋字村岡の田、ほか1筆合計2, 552m<sup>2</sup>を10年間10a当たり10, 000円で、新規設定するものです。</p> <p>受付番号14番は、大字袋字村元の田、ほか1筆合計1, 641m<sup>2</sup>を10年間10a当たり10, 000円で、新規設定するものです。</p> <p>受付番号15番から20番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。</p> <p>受付番号15番は、大字浅瀬石字稻村の田、ほか1筆合計1, 565m<sup>2</sup>を10a当たり10, 000円で10年間の設定です。</p> <p>受付番号16番は、大字上十川字大野一番の田、ほか1筆合計4, 658m<sup>2</sup>を10a当たり10, 000円で10年間の設定です。</p> <p>受付番号17番は、大字三島字宮元の田、ほか3筆合計7, 728m<sup>2</sup>を10a当たり10, 000円で10年間の設定です。</p> <p>受付番号18番は、大字上十川字北原一番の田、ほか1筆合計6, 495m<sup>2</sup>を10a当たり10, 000円で10年間の設定です。</p> <p>受付番号19番は、大字三島字宮元の田、4, 190m<sup>2</sup>を10a当たり10, 000円で10年間の設定です。</p> <p>受付番号20番は、大字高館字甲花岡の田、6, 813m<sup>2</sup>を10a当たり10, 000円で10年間の設定です。</p> <p>23ページへ移ります。</p> <p>(2) 所有権移転です。</p> <p>受付番号8番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、654m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため所有権移転するものです。</p> <p>以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>なお、新規就農者の詳細については、聞き取りを行った委員から報告があります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | それでは、聞き取り調査を行った、13番佐山秀夫委員に報告をお願いしま   |

|        |  |
|--------|--|
|        | す。   |
| 佐山秀夫委員 | <p>今回申請があった、(1) 貸借権設定、受付番号9番は、新規就農となるため、去る3月7日、佐藤陽介委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査した内容を報告します。</p> <p>現況は、樹園地であり、権利取得後もりんごが栽培されます。</p> <p>借人は、現在、会社員ですが、5年程度の農作業を通じて農業に魅力を感じたとのことです。</p> <p>りんごとピーマンの栽培により、営農していきたいとのことで、ピーマンの栽培では、弘前市小沢の平畑、1, 510m<sup>2</sup>で貸借権の取得により行うとし、弘前市農業委員会に申請した、とのことです。</p> <p>りんご栽培では、弘前市内で樹園地を探したもの、適当な農地が見つからなかったとしており、黒石市に住む従弟の友人から借入農地の紹介を受け、申請に至ったとのことです。</p> <p>農業機械の保有状況では、動力噴霧器、草刈り機、運搬車、軽トラックを所有しており、農薬散布では、スピードスプレーヤを借入するとしています。</p> <p>農地の権利取得後は、農協の正組合員として加入し、生産技術指導を受けること、また、出荷先は農協にするとしています。</p> <p>居住地からの通作は、自己所有の軽トラックで行うとのことです。</p> <p>将来は、申請地周辺の樹園地において、2ha程度まで規模拡大をしていきたいとのことで、農業経営に対する意欲も十分に感じられ、農地の権利の取得に問題はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。   |
| 委員     | 「なし」の声   |
| 議長     | 質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。   |
| 委員一同   | 「異議なし」の声   |
| 議長     | <p>ご異議がありませんので、議案第14号は、原案のとおり決定いたします。<br/>         (今隆俊委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く)</p> <p>次に、議案第15号「非農地証明申請について」を議題といたします。<br/>         事務局の説明お願いします。</p>   |
| 福士係長   | <p>議案第15号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。<br/>         別紙25ページで説明いたします。</p> <p>受付番号1番の土地の所在は、角田、地目は畑、面積は330m<sup>2</sup>で、土地所</p>  |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>有者は記載のとおりです。</p> <p>証明内容は、現況、雑種地の状況です。</p> <p>農地法が施行された日よりも以前に現況が非農地であった土地と判断されます。</p> <p>申請のあった土地については、農地に復元することが著しく困難である土地と判定及び確認されることから現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。</p> <p>なお、申請地の詳細については、3条申請の現地調査と同様の方法で現地の確認を行った委員より報告があります。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長     | それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、13番佐山秀夫委員に報告をお願いします。  |
| 佐山秀夫委員 | <p>今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る3月7日、佐藤陽介委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、事務局の現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。</p> <p>受付番号1番は、雑種地として非農地証明を受けたいとのことです。</p> <p>現況は、更地であり、周辺の状況は、道路及び宅地です。</p> <p>事務局からの聞き取りでは、申請地は、従前から宅地として課税されており、申請の内容及び周辺の区画の状況から、住宅建築後、建物が老朽化し解体され、残された土地である、とのことです。</p> <p>地目は、田となっておりますが、今後も農地に復することはないと思われます。</p> <p>以上のことから、現況が雑種地と認められます。</p> <p>今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地については、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等ありましたら承ります。   |
| 佐藤国雄委員 | 今の説明だと、建物が今現在も残っているように捉えられるのですが、建物は残っているのですか。   |
| 福士係長   | 現況は、建物はございません。  |
| 佐藤国雄委員 | 更地だと、農地として復元が困難な理由を教えてください。   |
| 福士係長   | 現況が宅地で地目は田であり、建物が解体された土地が残っている状態であり、農地として復元するのは困難であるとの判断です。   |
| 佐藤国雄委員 | 普通、更地だと野菜とか作れないのですか。  |

|        |   |
|--------|---|
| 福士係長   | 野菜等は作れます、周辺が宅地なので、営農すると考えると周辺の住宅に農薬が飛ぶなど考えられ、農地としての利用は難しいとの判断です。  |
| 佐藤国雄委員 | わかりました。   |
| 議長     | ほかにございませんか。   |
| 長内康之委員 | 農地法施行前から、現況は宅地であったのでしょうか。   |
| 福士係長   | 住宅が建てられて、解体されるまでの期間は、推定で少なくとも20年以上は経っているものと考えられます。また、宅地課税されており、いつから宅地課税されていたか調査するのが困難なことから判定しました。   |
| 長内康之委員 | この場所は、都市計画区域外なので、農地だとしても第3種農地扱いになると思うのですが、どうでしょうか。  |
| 福士係長   | ここは、第3種農地であり、非農地証明につきましては、県にも確認を取っております。改めて、農地転用申請しなければならないか確認しましたが、県の方で必要ないと回答をいただいております。  |
| 長内康之委員 | 黒石市では、ほかに現況は宅地で、地目が田というところはありますか。   |
| 福士係長   | 地目が田、現況が宅地、雑種地であるのは、農村集落が拡大して行く時、このようなことがあります。また、分譲地につきましても、昔は地目変更については個人に任せて進められていました。本来、建物を建てる段階で地目を変えなければならないのですが、手続き上そこまで行わないと思われる土地は見られます。 |
| 長内康之委員 | わかりました。   |
| 議長     | ほかにございませんか。   |
| 委員     | 「なし」の声  |
| 議長     | 質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。  |
| 委員一同   | 「異議なし」の声  |
| 議長     | ご異議がありませんので、議案第15号は、原案のとおり決定いたします。<br>次は、議案第16号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。<br>事務局の説明お願いします。                                |
| 工藤主事   | 議案第16号は、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査により把握された別紙の耕作放棄地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか   |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>否かについて審議を求めるものです。<br/>別紙で説明いたします。</p> <p>27ページ、28ページをご覧ください。</p> <p>筆数が多いので集計表で説明いたします。</p> <p>今回、非農地判断を行う地目は、畑と田で、8月から9月ごろにかけて行った利用状況調査で、5判定をした農地となります。</p> <p>全体では145筆、面積は291, 269m<sup>2</sup>、うち現況山林は18筆、面積51, 468m<sup>2</sup>、現況原野は127筆、面積239, 801m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>各地区の状況です。</p> <p>沖揚平地区は、筆数が7筆、面積は147, 323m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>厚目内地区は、筆数が6筆、面積は26, 196m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>中野地区は、筆数が25筆、面積は17, 420m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>山形地区は、筆数が39筆、面積は33, 263m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>浅瀬石・追子野木地区は、筆数が17筆、面積12, 976m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>黒石地区は、筆数が1筆、面積82m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>六郷地区は、筆数が50筆、面積54, 009m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>今後、所有者、法務局及び関係機関に非農地通知書を発送するとともに、農地基本台帳から削除いたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。  |
| 委員     | 「なし」の声  |
| 議長     | 質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。  |
| 委員一同   | 「意義なし」の声  |
| 議長     | ご異議がありませんので、議案第16号は、原案のとおり決定いたします。<br>次に、議案第17号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。<br>事務局の説明お願いします。   |
| 工藤局長補佐 | 議案第17号は、農業委員会の適正な実務実施に係る令和5年度の最適化活動の目標と設定等について、別紙のとおり青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。<br>ご説明いたします。<br>こちらは、農業委員会等に関する法律第37条により農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならない。と規定されることから、公表するにあたり、意見を求めるものです。   |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>公表方法としては、ホームページにて公表を予定しております。<br/>47ページをご覧ください。</p> <p>令和5年度最適化活動の目標の設定等です。</p> <p>I 農業委員会の状況についてですが、農林業センサス、農林課及び農業委員会の調査により数値を抽出しております。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>II 最適化活動の目標についてです。</p> <p>1 の最適化活動の成果目標です。</p> <p>(1) 農地の集積になります。</p> <p>①現状及び課題については、現状の集積率56%、課題は、農業従事者の高齢化や離農により、担い手が減少している。特に、労働不足が深刻であるため、集積が進まない傾向にある、としております。</p> <p>②の目標については、令和12年度に集積率90%を目標としており、今年度の集積目標は83haとしております。</p> <p>(2) 遊休農地の解消です。</p> <p>①現状及び課題としては、遊休農地の多くが中山間地域に存在し、条件不利地であるうえ、高齢化、後継者不足により農業従事者が減少しているため、担い手の育成等労働力の確保が課題である、としております。</p> <p>②の目標に関しては、緑区分の遊休地の解消面積を50.2haにしました。<br/>次のページをご覧ください。</p> <p>(3) 新規参入の促進です。</p> <p>①の現状は、これまでの実績になっており、課題は、新規参入希望者の意向を把握し、農業に参入しやすい環境を整えていく必要がある、としております。</p> <p>次に、2の最適化活動の活動目標です。</p> <p>(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、月10日としました。</p> <p>(2) 活動強化月間の設定目標については、年5回、8月と9月は管内農地の一斉パトロールの実施、12月は農地利用意向調査と営農意向調査、1月は経営開始資金等助成事業や農地のあっせん情報の提供、営農相談といたします。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、今後、新規産業フェアなど開催された場合に、委員の方々に出席していただきたいと思っておりますが、今のところは未定となっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | ただいまの協議について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。  |
| 委員 | 「なし」の声  |
| 議長 | 質問がありませんので、本協議事項については、以上のとおりで決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。  |

|        |   |
|--------|---|
| 委員一同   | 「異議なし」の声  |
| 議長     | <p>ご異議がありませんので、議案第17号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第18号「黒石市農業委員会規定の一部を改正する訓令について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明お願いします。</p>   |
| 工藤局長補佐 | <p>議案第18号は、黒石市農業委員会規定の一部を改正する訓令についてであります。</p> <p>提案理由は、黒石市農業委員会が取扱う個人情報の保護に関する規定を廃止するものです。</p> <p>内容としては、個人情報の保護とデータの利活用の両立の観点から、デジタル社会の形成を図るための、関係法律の整備に関する法律が、令和3年5月19日に公布されたことにより、個人情報保護に関する法律の一部改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることになりました。</p> <p>それに伴い、市の条例に基づいた、農業委員会が取扱う個人情報の保護に関する規定を廃止し、今後は、国の法律に基づいた市の条例で行うことになります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。  |
| 委員     | 「なし」の声  |
| 議長     | 質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。  |
| 委員一同   | 「異議なし」の声  |
| 議長     | <p>ご異議がありませんので、議案第18号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、追加の議案書を配付します。</p> <p>なお、追加の議案書は、総会終了後に回収しますのでご了承ください。</p> <p>また、市の人事異動内示発表は20日ですので、それまで口外しないようお願いします。</p> <p>(追加の議案書を配付、職員は退席)</p> <p>それでは、議案第19号「職員の任免について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。</p>  |
| 中田事務局長 | <p>議案第19号は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり職員の任命について承認を求めるものです。</p> <p>別紙をご覧ください。</p> <p>(内容について別紙で説明)</p> <p>以上です。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| 議長                                       | 休憩いたします。   |
| 議長                                       | 休憩を取り消します。<br>本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。  |
| 委員一同                                     | 「異議なし」の声   |
| 議長                                       | ご異議がありませんので、議案第19号は、原案のとおり決定いたします。<br>これで議案の審議は終了いたしました。<br>以上で、令和5年第3回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 |
| 午前9時47分 終了                               |  |
| 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。       |  |
| 令和5年3月17日                                |  |
| 議長 木立 康行<br>議事録署名者 石澤 孝矢<br>議事録署名者 長内 康之 |  |